

## 弁理士の懲戒処分について

令和2年3月10日

日本弁理士会  
会長 清水 善 廣

日本弁理士会の会員に対し、経済産業大臣による懲戒処分（業務の禁止）が下記により執行されました。

当会としては、会員がこのような懲戒処分を受けた事実を厳粛に受け止めるとともに、同様のケースが生じないように会員への指導監督を徹底していくことはもとより、出願人や権利者の保護にも意を尽くしていく所存です。

本件の懲戒処分を受けて、久保田 千賀志会員は、弁理士としての資格を失い、弁理士登録が抹消され、弁理士としての業務を行うことができなくなりますので、併せてお知らせします。

### 記

経済産業省

弁理士法に基づく懲戒処分を行いました

令和2年3月9日、久保田千賀志弁理士に対し、弁理士法第32条の規定に基づく懲戒処分として、業務の禁止処分を行いました。この処分により、久保田千賀志弁理士は、弁理士としての資格を失い、弁理士登録が抹消され、弁理士としての業務を行うことができなくなります。

#### 1. 処分の対象者

弁理士氏名 久保田 千賀志（くぼた ちかし）  
弁理士登録番号 第09548号（昭和62年11月24日登録）  
弁理士事務所 久保田特許事務所（東京都港区）

#### 2. 処分の内容

業務の禁止

#### 3. 根拠となる法令の条項

弁理士法第32条第3号

#### 4. 処分の原因となる事実

久保田弁理士を代理人とする出願手続等に関し、調査を行った結果、主として以下の事実が判明しました。

1. 久保田弁理士は、拒絶理由通知書及び特許査定書を偽造し、特許庁へ手続を行ったと偽り、代理人手数料等を架空請求し不当に受領しました。また、依頼者へ代理人手数料等を二重請求し不当に受領しました。
2. 久保田弁理士は、依頼された手続を放置し、また、特許庁へ必要な手数料を納付しなかったため、出願却下、権利消滅などの不利益を生じさせました。
3. 久保田弁理士は、依頼された手続を行わず、依頼者が他の代理人を選任せざるを得なくし、手続費用等の二重負担を生じさせました。
4. 久保田弁理士は、依頼者からの預り金を特許庁へ納付せず、依頼者に返還することなく生活費などの別用途に費消しました。

#### 5. 処分の理由

久保田弁理士は、依頼者から金銭を不当に受領するなどの行為を繰り返し、ずさんな案件管理等により、依頼者に重大な不利益をもたらすなど、弁理士の信用及び品位を著しく害しました。

したがって、弁理士法第 32 条第 3 号の規定に基づき、業務の禁止処分としました。

#### 6. 今後の措置

弁理士は、業務の禁止処分を受けると、その資格を失い（弁理士法第 8 条第 6 号）、日本弁理士会により弁理士登録が抹消され（同法第 24 条第 1 項第 3 号）、弁理士としての業務を行うことができなくなります。

(本発表資料のお問合せ先)

特許庁総務部秘書課弁理士室長 吉越

担当者：中山

電 話：03-3581-1101（内線 2132）

03-3501-0062（直通）

03-3592-5222（FAX）

---

【この記事に関するお問い合わせ】

日本弁理士会 広報室 電話：03-3519-2361